

## &lt;資 料&gt;

# 児童の権利に関する条約の実施状況に 関する日本政府報告に対する 児童の権利委員会の最終見解

軽 部 恵 子

1989年11月20日、第44回国連総会で決議44/25により「児童の権利に関する条約」(The Convention on the Rights of the Child: CRC. 以下、「児童の権利条約」または「条約」と略す。)が採択された。1990年1月25日、条約は署名のために開放され、同年9月2日に、第49条に基づき、20番目の批准書が国連事務総長に寄託された30日目に効力発生した。2007年7月13日の時点で、締約国数は193、署名国は140である(国連人権高等弁務官事務所ホームページ, <http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/11.htm>, 2007年7月29日最終アクセス)。国連が採択した主要な人権条約の中では採択が遅い方だったが、締約国数は最も多い。ただし、留保(条約の一部適用除外)と解釈宣言も、女性差別撤廃条約と並んで非常に多い。

子ども(この段落では各国法に基づく未成年者の意味で使用する)の権利をうたった最初の国際文書は、1924年の児童の権利に関する宣言(ジュネーブ宣言)とされる(波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』改訂版, 有斐閣, 2005年, p. 2)。その後、1945年に国連憲章が、1948年に世界人権宣言が採択された。これらの文書が掲げた、基本的人権を守られるべき対象である「すべての者」に、当然子どもも含まれると解釈される(同上, p. 3)。1959年には、法的拘束力のない「児童の権利に関する宣言」が第14回国連総会で全会一致で採択された。1966年12月16日、ついに法的拘束

力のある2つの国際人権規約が第21回国連総会で採択された。「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」(以下、「社会権規約」と略す。)と、「市民的及び政治的権利に関する規約(以下、「自由権規約」と略す。)である。社会権規約第10条(教育に対する権利)、自由権規約第23条(婚姻の自由)、および同第24条(児童の保護)は「児童」の権利を規定したが、具体的な年齢は何ら定義しなかった。

一方、1973年6月26日に採択された国際労働機関(ILO)の第138号条約および第146号勧告は、児童労働を廃すべく、就業が認められる最低年齢を15歳以上(開発途上国ではさしあたり14歳)などと定めた。第138号条約の正式名称は「就業が認められるための最低年齢に関する条約」で、英文名称はConvention concerning Minimum Age for Admission to Employmentである。同条約は、1976年6月19日に効力発生し、日本は2000年6月5日に批准した(国際労働機関ホームページ、[http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st\\_c138.htm](http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c138.htm), 2007年7月29日最終アクセス)。

最終的に、児童の権利に関する条約第1条では、18歳未満を児童の年齢の上限と定めた(ただし、その者に適用される法律により、より早く成年に達した者を除く)。児童の年齢の上限および下限については、条約の起草過程で激しい議論があったが、ここでは省略する(詳細は、波多野、前掲書、pp.17-21を参照)。

日本では、児童の権利に関する条約批准承認案を国会で審議すべく、外務省が条約の公定訳を作成した際、the childの和訳が一つの争点となった。最終的に「児童」となったが、日本の法律によって「児童」の対象年齢はかなり異なる。日本国憲法第27条第1項は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とし、同条第3項で「児童は、これを酷使してはならない」と定めている。児童福祉法は、児童を「満18歳に満たないもの」と定義している(同第4条)。一方、学校教育法の「児童」は小学校に就学している者を指し(同第12条、第26条他)、母子及び寡婦福祉法にいう「児童」は、20歳未満の者となる(同第6条第2項)。さらに、労働基準

法が原則使用を禁ずる「年少者」は「児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで」（同第56条第1項）を指し、少年法では「少年」を「20歳に満たない者」（同第2条）と定義している。

児童の範囲が法律によって異なるせいも、地方自治体やNGOの間では児童の権利条約を「子どもの（こどもの）権利条約」という名称で呼ぶことが多い。また、国連に関する基礎的な事項をまとめた『国際連合の基礎知識』日本語版も、「児童」ではなく「子ども」を使用している（国際連合広報局『国際連合の基礎知識』改訂第7版、世界の動き社、2005年、p.323）。しかし、本稿では公定訳にならい、the child の和訳を「児童」で統一する。

日本は1990年9月21日に児童の権利条約に署名し、1994年5月16日に条約第2号として批准した。これまで日本は、条約の国内適用に関する報告を計2回、条約の監視機関である児童の権利委員会（The Committee on the Rights of the Child）へ提出した。最初の報告は締約国に条約が効力発生してから2年以内に提出する（条約第44条第1項(a)）もので、1998年5月の第18会期委員会で審査された。第2回の報告は、第1回報告から5年ごとに提出する（同条第1項(b)）もので、2004年1-2月に開催された第35会期委員会で審査された。現在、日本政府は第3回報告の準備中で、市民・NGOと関係省庁の意見交換会に関する記録が外務省ホームページに公開されている（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/kokankai/index.html>、2007年7月29日最終アクセス）。

なお、2000年5月25日の第54回国連総会で、児童の権利に関する条約に付随した2つの選択議定書が採択された（総会決議54/263）。はじめに、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（以下、「武力紛争児童関与選択議定書」と略す。）は、18歳未満の者が敵対行為に直接参加することを規制するなどしたものである。選択議定書が採択された背景には、冷戦終結後に増加した民族紛争でいわゆる少年兵が多用されていたことなどがあげられる。選択議定書は2002年2月12日に効力発生し、2007年7月13日の時点で署名国数は122、締約国数は117

にのぼる ([http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/11\\_b.htm](http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/11_b.htm), 2007年7月29日最終アクセス)。日本は2004年9月2日に条約第10号として批准した。

次に、「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」(以下、「児童の売買等に関する選択議定書」と略す。)は、児童の強制労働、売春・ポルノなどの性的搾取、臓器売買などが世界的に横行している実態に鑑み、児童の保護のため締約国に対し処罰義務などを課したものである。この選択議定書は2002年1月18日に効力発生し、2007年7月13日の時点で署名国は115、締約国は121を数える ([http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/11\\_c.htm](http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/11_c.htm), 2007年7月29日最終アクセス)。日本は2005年2月24日に条約第2号として批准した。

2つの選択議定書が規制する行為は、本体の条約に該当条文が存在しなかったわけではない。たとえば、条約第34条は性的搾取、性的虐待からの保護を禁じ、第35条は誘拐・売買・取引を防止するための措置を義務化し、第36条はその他の搾取からの保護を締約国に義務付けている。また、第38条は武力紛争における児童保護を包括的に規定するが、とくに第2項は「15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保」するための措置を締約国に課している。2つの選択議定書は、これらの条文をより強化することが期待されているのである。これらの選択議定書に関してとられた締約国の措置に関する報告は、本体の条約の報告に含まれることになっている(武力紛争児童関与選択議定書第8条、児童の売買等に関する選択議定書第12条参照)。

日本の児童の状況に対する児童の権利委員会の懸念や問題意識は、日本国内で長年議論されてきたものとほぼ同じである。とくに、第2回報告を詳細に分析した委員会は、最終見解で多数の懸念を取り上げている。たとえば、委員会がとりあげた児童に対する差別の例を挙げると、婚外子、障害を持つ児童、外国人の児童などがある。男女の婚姻最低年齢の違いや、児童虐待、児童ポルノ、いじめなども、委員会が勧告に取り上げた対象に含まれる。なかでも、婚外子に対する差別は、自由権規約委員会(日本の

第3回報告に対する1993年の最終見解、第4回報告に対する1998年の最終見解)、女性差別撤廃委員会(日本の第4回および第5回報告に対する2003年の最終見解)から再三指摘を受けている(最終見解の日本語抄訳は薬師寺公夫他『法科大学院ケースブック国際人権法』日本評論社、2006年に掲載)。さらに、日本が条約批准に際して付した第37条(c)(自由を奪われた児童の尊厳の尊重等)に関する留保と、第9条(父母からの分離の禁止)および第10条(家族再統合のための出入国)に関し行った解釈宣言(実質的に留保に近い)に対する懸念を示している(資料4、第8-9パラグラフ)。今後、日本政府が児童の権利委員会のみならず、他の人権条約監視委員会から指摘を受けている問題点について、日本政府がいかなる措置をとり、どの程度速やかに対応するか注視していく必要がある。

2004年3月29日、「外務省は国際連合児童基金(ユニセフ)との共催により、東京(国連大学)において『児童の権利に関する条約(以下、児童の権利条約)批准10周年記念シンポジウム』を開催した。今次シンポジウムは我が国の同条約批准10周年を記念するとともに、去る1月28日ジュネーブで行われた我が国の第二回政府報告に対する児童の権利委員会による審査のフォローアップとして位置づけ」た(資料4、1.(1))。たしかに、児童買春、児童ポルノ、児童虐待の広報活動には一定の成功を取めたといえる。しかし、バブル経済崩壊後から続くリストラ、賃金削減、パート・派遣・契約などの非正規雇用の拡大など、経済的格差の増大により、親のストレスが子どもたちに向けられているのか、児童虐待は悲惨な例が増えている。また、ここ数年は子が親を殺す事件も急増した。日本に住む子どもたちをめぐる状況は決して明るいとはいえない。成人女性が含まれる女性の権利と異なり、子どもをめぐる問題について子どもたちが直接政府や国連に働きかけを行える可能性は非常に少ない。この機会にあらためて計2回の日本政府報告を読み、大人がなすべきことを真剣に考えなければならないのではないか。

[資料一覧]

1. 児童の権利に関する国際文書・国際会議等の歴史
2. 児童の権利に関する条約 (全文, 公定訳)  
    <付>児童の権利に関する条約に関する日本国政府の留保
3. 児童の権利に関する条約の実施状況に関する第1回日本政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解 (外務省仮訳)
4. 児童の権利に関する条約の実施状況に関する第2回日本政府報告に対する児童の権利委員会の最終見解 (外務省仮訳)
5. 外務省「児童の権利に関する条約批准10周年記念シンポジウム」—概要と評価—

## 資料1. 児童の権利に関する国際文書・国際会議等の歴史

(出典)「作成および採択の経緯」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/seka.html>, 2007年7月29日最終アクセス)に筆者が加筆

- 1924年 「ジュネーブ宣言」が国際連盟で採択される。
- 1959年 11月20日、「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択される。
- 1978年 ポーランドから国連人権委員会<sup>\*</sup>に「児童の権利に関する条約」の草案が提出される。
- 1979年 国際児童年。国連人権委員会は、ポーランド案を検討し、最終草案を作成するための作業部会を設置する。
- 1980年 「国際的な児童の奪取の民事上の側面に関する協定」(ハーグ条約)が国際私法ハーグ会議で採択される。
- 1985年 「少年司法の運用のための国際連合最低基準規則」(北京規則)が国連総会で採択される。
- 1986年 「国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」が国連総会で採択される。  
ユニセフ執行理事会は「児童の権利に関する条約」の草案作りに全面的に協力することを決議する。
- 1989年 「児童の権利に関する宣言」採択30周年記念日の11月20日に、「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択される。
- 1990年 1月26日、「児童の権利に関する条約」は、その支持を表明する署名のために開放され、61カ国が署名をする。  
9月2日、「児童の権利に関する条約」が発効する。  
9月21日、日本が109番目の署名国となる。  
9月29日、30日、「子どものための世界サミット」が国連本部(ニューヨーク)で開催される。
- 1991年 1月26日、「条約」が署名のために開放されてから1周年の記念日までに、130カ国が署名、70カ国が批准を終える。

- 2月27日,「条約」締約国の第一回会合がニューヨークで開かれ,児童の権利委員会の10人の委員が選出される。
- 1994年 4月22日,日本が「条約」を批准し,158番目の締約国となる。
- 1995年 児童の権利委員会の委員数を10人から18人へ増大する「条約」の改正が,「条約」締約国の会議で採決され,国連総会において承認される。
- 2000年 5月25日,「条約」の二つの選択議定書(「児童の売買,児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」)が国連総会で採択される。
- 2002年 1月,「児童の売買,児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が発効する。  
2月,「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が発効する。  
5月8日~10日,「国連子ども特別総会」が国連本部(ニューヨーク)で開催され,成果文書「子どもにふさわしい世界」が採択される。これを機に,5月10日,日本が両選択議定書の署名国となる。
- 2004年 8月2日,日本が「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し,75番目の締約国となる。
- 2005年 1月24日,日本が「児童の売買,児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し,90番目の締約国となる。

※国連人権委員会(Commission on Human Rights)は,経済社会理事会の機能委員会として1946年に設立されたが,2006年に総会の補助組織としての人権理事会に改組された。



## 資料 2. 児童の権利に関する条約（全文、公定訳）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> に掲載

### 前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

## 第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

## 第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

## 第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

## 第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

## 第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

## 第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

## 第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほ

か定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国(自国を含む。)からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただ

し、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

## 第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。



## 第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

## 第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法の力ファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

## 第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律

及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

## 第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜した

め、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

### 第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必

要を考慮する。

## 第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

## 第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受けられる権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

## 第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

## 第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
  - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
  - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

- (c) 児童の父母，児童の文化的同一性，言語及び価値観，児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
- (d) すべての人民の間の，種族的，国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解，平和，寛容，両性の平等及び友好の精神に従い，自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
- (e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も，個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし，常に，1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

### 第30条

種族的，宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において，当該少数民族に属し又は原住民である児童は，その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し，自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

### 第31条

- 1 締約国は，休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は，児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし，文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

### 第32条

- 1 締約国は，児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的，精神的，道徳

的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

- (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
- (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
- (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

### 第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

### 第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

### 第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措



置をとる。

### 第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

### 第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

### 第38条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

### 第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

### 第40条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
  - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
- (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
  - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
  - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
  - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
  - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
  - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を

取り扱う措置をとること。

- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

#### 第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

#### 第2部

#### 第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

#### 第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第44条

- 1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b)その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これ

らの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部

#### 第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

#### 第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

#### 第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

#### 第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効



力を生ずる。

#### 第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

#### 第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

#### 第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

児童の権利に関する条約に関する日本国政府の留保（平成6年5月16日）  
（出典：大沼保昭編集代表『国際条約集2007』有斐閣，2007年，p.313）

日本国は、児童の権利に関する条約第三十七条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として二十歳未満の者と二十歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第二文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。

#### 同宣言

（出典：同上）

- 1 日本国政府は、児童の権利に関する条約第九条1は、出入国管理法<sup>※</sup>に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言する。
  
- 2 日本国政府は、更に、児童の権利に関する条約第十条1に規定される家族の再統合を目的とする締約国への入国又は締約国からの出国の申請を「積極的、人道的かつ迅速な方法」で取り扱うとの義務はそのような申請の結果に影響を与えるものではないと解釈するものであることを宣言する。

※筆者注～現在は出入国管理及び難民認定法（最終改正：平成18年6月21日法律第80号）。

資料3. 児童の権利に関する条約の実施状況に関する第1回日本政府報告  
に対する児童の権利委員会の最終見解（外務省仮訳）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9806/index.html>

2007年7月29日最終アクセス

児童の権利に関する委員会第18会期  
条約第44条の下での締約国により提出された報告の審査  
児童の権利に関する委員会の最終見解：日本  
外務省仮訳

1. 委員会は、日本の第1回報告（CRC/C/41/Add.1）を1998年5月27日及び28日に開催された第465回～第467回会合（CRC/C/SR. 465 to 467）<sup>(注)</sup>において審査し、以下の最終見解を採択した。

(注) 1998年6月5日開催の第477回会合において。

A. 序論

2. 委員会は、締約国に対し、児童の権利に関する委員会により設定されたガイドラインに従った第1回報告及び質問リスト（CRC/C/Q/JAP. 1）に対する書面回答が提出されたことに謝意を表明する。委員会は、報告の審査の際に代表団により提供された追加情報及び締約国の複数省庁からなる代表団との建設的な対話に留意する。

B. 肯定的要素

3. 委員会は、締約国による法改革の分野における努力に留意する。委員会は、嫡出でない子のための児童手当の権利を全ての未婚の母が持つことを保障することを目的とした1997年採択の児童福祉法改正及び1998年5月の決定を歓迎する。委員会は、また、日本国籍の児童を養育する外国籍の母親の在留資格に関する、出入国管理のルールが1996年に改訂さ

れたことに留意する。

4. 委員会は、締約国が、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約の批准について現在検討している旨の代表団からの情報を歓迎する。
5. 委員会は、条約第12条の重要な側面を実現するための手段として「子ども国会」の招集という締約国のイニシアティブを歓迎する。

### C. 主な懸念事項

6. 委員会は、締約国による条約第37条(C)への留保並びに第9条1及び第10条1に関する解釈宣言を懸念をもって留意する。
7. 委員会は、児童の権利に関する条約が国内法に優先し国内裁判所で援用できるにもかかわらず、実際には、通常、裁判所がその判決の中で国際人権条約一般、就中、児童の権利に関する条約を直接に適用していないことを懸念をもって留意する。
8. 総務庁及び青少年対策推進会議の設立について留意しつつも、委員会は、それにもかかわらず、条約が扱う分野において権限のある各種政府部局間及び中央・地方政府間の効果的な調整を確保するためには、それらの権限が限られており、とられた措置が不十分であることを懸念する。委員会は、これが、政府の行動における調整の欠如のみならず不整合にも帰着し得ることを懸念する。
9. 委員会は、児童からの不服の登録に関するデータ及び児童の状況に関するその他の情報、特に障害児、施設に入っている児童及び国民的、種族的少数者に属する児童を含む最も脆弱な集団に属する児童に関するものを含め、細目別の統計データを収集するための措置が不十分であるこ

とを懸念をもって留意する。

10. 委員会は、児童の権利の実施を監視するための権限を持った独立機関が存在しないことを懸念する。委員会は、「子どもの人権専門委員」という監視システムが、現在の形では、児童の権利の効果的な監視を十分に確保するために必要な政府からの独立性並びに権威及び力を欠いていることに留意する。
11. 締約国の努力について認識しつつも、委員会は、条約の原則と規定についての認識、特に条約が権利の完全な主体としての児童の概念に重要性を置いていることについての認識を、社会の全ての部分において、児童及び成人の間で同様に、広く普及し促進するためにとられた措置が不十分であることを懸念する。委員会は、また、条約がいずれの少数言語でも入手可能とされていないこと、及び、児童の権利に関する訓練を関連の職業集団に提供するためにとられた措置が不十分であることを懸念する。
12. 児童の権利に関する問題における NGO の積極的な参加を評価をもって留意しつつも、委員会は、政府と NGO の現在の協力段階においては、市民社会の知識と専門性が適切に活用されておらず、それが条約の実施の全ての段階における NGO の不十分な参加に繋がることを懸念する。
13. 委員会は、差別の禁止（第2条）、児童の最善の利益（第3条）及び児童の意見の尊重（第12条）の一般原則が、とりわけアイヌの人々及び韓国・朝鮮人のような国民的、種族的少数者に属する児童、障害児、施設内の又は自由を奪われた児童及び嫡出でない子のように、特に弱者の範疇に属する児童の関連において、児童に関する立法政策及びプログラムに十分に取り入れられていないことを懸念する。委員会は、韓国・朝鮮出身の児童の高等教育施設への不平等なアクセス、及び、児童一般が、

社会の全ての部分、特に学校制度において、参加する権利（第12条）を行使する際に経験する困難について特に懸念する。

14. 委員会は、法律が、条約により規定された全ての理由に基づく差別、特に出生、言語及び障害に関する差別から児童を保護していないことを懸念する。委員会は、嫡出でない子の相続権が嫡出子の相続権の半分となることを規定している民法第900条第4項のように、差別を明示的に許容している法律条項、及び、公的文書における嫡出でない出生の記載について特に懸念する。委員会は、また、男児（18歳）とは異なる女児の婚姻最低年齢（16歳）を規定している民法の条項を懸念する。
15. 委員会は、児童のプライバシーの権利、特に家庭、学校及び養護その他の施設におけるこの権利を保障するために締約国によりとられている措置が不十分であることを懸念する。
16. 条約第17条に照らし、委員会は、印刷・電子・視聴覚メディアの有害な影響、特に暴力及びポルノグラフィから児童を保護するため導入された措置が不十分であることを懸念する。
17. 条約第21条に照らし、委員会は、国際養子縁組の場合における児童の最善の利益を確保するために必要な保護手段が欠けていることを懸念する。
18. 委員会は、施設に入っている児童の数、並びに、特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みが不十分であることを懸念する。
19. 委員会は、家庭内における、性的虐待を含む、児童の虐待及び不当な扱いの増加を懸念する。委員会は、児童の虐待及び不当な扱いに関する

全ての事案が適切に調査され、加害者に制裁が加えられ、とられた決定について周知されることを確保するための措置が不十分であることを懸念をもって留意する。委員会は、また、虐待された児童の早期の発見、保護及びリハビリテーションを確保するための措置が不十分であることを懸念する。

20. 障害児に関して、委員会は、1993年の障害者基本法に定められた諸原則にもかかわらず、これらの児童の教育への効果的なアクセスを確保し、社会における十分な包摂を促進するために締約国によりとられている措置が不十分であることを懸念をもって留意する。
21. 先進的な保健制度及び非常に低い乳児死亡率を考慮に入れつつも、委員会は、児童の間の自殺数が多いこと、この現象を防止するためにとられた措置が不十分なこと、及び、学校外を含めリプロダクティブ・ヘルス教育やカウンセリング・サービスへの十代の児童によるアクセスが不十分なこと、青少年の間で HIV/AIDS が発生していることを懸念する。
22. 非常に高い識字率により示されているように締約国により教育に重要性が付与されていることに留意しつつも、委員会は、児童が、高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて、条約の原則及び規定、特に第3条、第6条、第12条、第29条及び第31条に照らし懸念する。委員会は、更に、登校拒否の事例がかなりの数にのぼることを懸念する。
23. 委員会は、条約第29条に従って、人権教育を学校のカリキュラムに体系的な方法で導入するために締約国によりとられた措置が不十分であることを懸念する。

24. 委員会は、学校における暴力の頻度及び程度、特に体罰が幅広く行われていること及び生徒の間のいじめの事例が多数存在することを懸念する。体罰を禁止する法律及びいじめの被害者のためのホットラインなどの措置が存在するものの、委員会は、現行の措置が学校での暴力を防止するためには不十分であることを懸念をもって留意する。
25. 売春又はポルノグラフィーを通じる児童の搾取に関与した国民に対する刑事罰を導入するための、性的搾取に関する法律案に留意し、また、1996年のストックホルムにおける児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のフォロー・アップとして開催された会議に留意しつつも、委員会は、児童の売春、児童のポルノグラフィー及び児童の売買を防止し、これと闘うための包括的な行動計画が欠けていることを懸念する。
26. 委員会は、締約国において児童に対してますます影響を与えている薬物及びアルコールの濫用の問題に対処するためにとられている措置が不十分であることを懸念する。
27. 少年司法の運営に関する状況、並びに、その状況と条約の原則・規定就中第37条、第40条及び第39条、及びその他の関連する基準、例えば、北京ルールズ、リヤド・ガイドライン、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則との適合性は、委員会にとって懸念事項である。特に、委員会は、独立した監視及び適切な不服申立手続が不十分であること、最後の手段としての拘禁及び裁判前の拘禁の使用に対する代替手段が不十分であることを懸念する。代用監獄の状態も懸念事項である。

#### D. 提案及び勧告

28. 1993年のウィーン宣言及び行動計画に照らし、委員会は、締約国に対し、第37条(C)への留保及び解釈宣言をそれらの撤回の観点から見直すよう勧奨する。



29. 国内法における条約の地位に関し、委員会は、締約国が、児童の権利に関する条約及びその他の人権条約が国内裁判所において援用された事例についての詳細な情報を次回定期報告において提供することを勧告する。
30. 委員会は、締約国が、児童に関する包括的政策を発展させ、条約の実施の効果的な監視及び評価を確保するために、国家及び地方の双方のレベルにおいて、児童の権利に関連する各種の政府メカニズム間の調整を強化することを勧告する。
31. 委員会は、締約国が、条約の全ての分野に取り組むために、また、一層の行動が必要とされる分野の確認及び達成された進歩の評価を促進するために、データ収集のシステムを発展させ、適切な細目別の指標を確認するための措置をとることを勧告する。
32. 委員会は、締約国が、現在の「子どもの人権専門委員」制度を改良し拡大することにより、あるいは、オンブズパーソン又は児童の権利委員を創設することにより、独立の監視メカニズムを確立するため、必要な措置をとることを勧告する。
33. 委員会は、条約の規定が児童及び成人の双方に広く知られ理解されることを確保するために一層大きな努力が締約国により払われるよう勧告する。警察の構成員、治安部隊及びその他の法執行官、司法職員、弁護士、裁判官、全ての教育段階の教師及び学校管理者、ソーシャルワーカー、中央または地方の行政官、児童養護施設職員、心理学者を含む保健・医療職員を含め、全ての職業集団に対し、児童の権利に関する体系的な訓練及び再訓練のプログラムが組織されるべきである。権利の完全な主体としての児童の地位を強化するため、委員会は、条約が全ての教育機関のカリキュラムに取り入れられるよう勧告する。委員会は、更に、

必要な時には翻訳することにより、条約全文を少数言語で入手可能とすることを勧告する。

34. 委員会は、締約国に対し、条約の原則及び規定を実施し監視するにあたり、NGOと緊密に交流し協力するよう勧奨する。
35. 委員会は、条約の一般原則、特に差別の禁止(第2条)、児童の最善の利益(第3条)及び児童の意見の尊重(第12条)の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないとの見解である。特に、嫡出でない子に対して存在する差別を是正するために立法措置が導入されるべきである。委員会は、また、韓国・朝鮮及びアイヌの児童を含む少数者の児童の差別的取扱いが、何時、何処で起ころうと、十分に調査され排除されるように勧告する。更に、委員会は、男児及び女児の婚姻最低年齢を同一にするよう勧告する。
36. 委員会は、締約国が、児童のプライバシーの権利、特に家庭、学校及び児童養護その他の施設におけるこの権利を保障するため、立法的なものを含め追加的な措置を導入することを勧告する。
37. 委員会は、締約国が、印刷・電子・視聴覚メディアの有害な影響、特に暴力及びポルノグラフィから児童を保護するため、法的なものを含め全ての必要な措置をとることを勧告する。
38. 委員会は、締約国が、国際養子縁組の場合において児童の権利が十分に保護されることを確保するために必要な措置をとり、また、国際養子縁組に関する児童の保護及び協力に関する1993年のヘーグ条約の批准を

検討することを勧告する。

39. 委員会は、締約国が、特別な援助、養護及び保護を必要とする児童のための家庭環境に代わる手段を提供するために設けられた枠組みを強化するための措置をとることを勧告する。
40. 委員会は、締約国が、家庭内における、性的虐待を含む、児童の虐待及び不当な取扱いの事案に関する詳細な情報及び統計を収集することを勧告する。委員会は、この現象についての理解を促進するために、児童の虐待及び不当な取扱いの事案が適切に調査され、加害者に制裁が加えられ、とられた決定が周知されるよう、また、これを達成するために、児童にとって容易に利用でき親しみやすい不服申立手続が確立されるよう勧告する。
41. 障害者の機会均等化に関する標準規則（総会決議48/96）に照らし、委員会は、締約国が、現行法の実際的な実施を確保するために一層の努力を払い、障害児の施設への入所に代わる措置をとり、障害児に対する差別を減らすための啓発キャンペーンを考慮し、障害児の社会参加を奨励することを勧告する。
42. 委員会は、締約国が、青少年の間における自殺及び HIV/AIDS の発生を防止するために、情報の収集及び分析、啓発キャンペーンの実施、リプロダクティヴ・ヘルスに関する教育及びカウンセリング・サービスの確立を含め、全ての必要な措置をとることを勧告する。
43. 締約国における高度に競争的な教育制度並びにそれが児童の身体的及び精神的健康に与える否定的な影響に鑑み、委員会は、締約国が、条約第3条、第6条、第12条、第29条及び第31条に照らし、過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置をとることを勧告

する。

44. 委員会は、締約国が、条約第29条に従って、人権教育を学校のカリキュラムに体系的な方法で含めるために適切な措置をとることを勧告する。
45. 特に条約第3条、第19条及び第28条2に照らし、委員会は、とりわけ体罰及びいじめを除去する目的で、学校における暴力を防止するために包括的なプログラムが考案され、その実施が綿密に監視されるよう勧告する。加えて、委員会は、体罰が家庭及び児童養護その他の施設において法律によって禁止されるよう勧告する。委員会は、また、代替的な形態の懲戒が、児童の人間としての尊厳に合致し条約に適合する方法で行われることを確保するため、啓発キャンペーンが行われるよう勧告する。
46. 委員会は、締約国が、1996年の児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の結果に沿って、児童の売春、児童のポルノグラフィ、及び児童の売買を防止し、これと闘うための包括的な行動計画を策定し実施することを勧告する。
47. 委員会は、締約国が、児童の間における薬物濫用を防止し、これと闘うための努力を強化し、学校の内外における広報活動を含め全ての適切な措置をとるよう勧告する。委員会は、また、締約国に対し、薬物濫用の被害児のためのリハビリテーション・プログラムを支援することを勧奨する。
48. 委員会は、締約国が、条約及び少年司法の分野における他の国連の基準、例えば、北京ルールズ、リヤド・ガイドライン、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則の原則及び規定に照らして、少年司法制度の見直しを行うことを考慮することを勧告する。拘禁の代替的措置の確立、監視及び不服申立手続、代用監獄における状況に特に注意が払われるべ

きである。

49. 最後に、委員会は、条約第44条6に照らし、関連するサマリー・レコード及び委員会により採択された最終見解とともに、締約国により提出された第1回報告及び書面による回答が広く国民一般に入手可能とされ、同報告が刊行されるよう勧告する。このような幅広い配布は、政府、議会、及び、関心を有するNGOを含む一般国民において、条約並びにその実施及び監視に関する議論及び認識を引き起こすはずである。

(仮訳注：訳文中の「締約国」は、日本を指す。)

資料4. 児童の権利に関する条約の実施状況に関する第2回日本政府報告  
に対する児童の権利委員会の最終見解

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

2007年7月29日最終アクセス

(仮訳)

国際連合

児童の権利に関する条約

CRC

配布：一般

CRC/C/15/Add.231

2004年2月26日

原語：英語

児童の権利委員会の最終見解：日本

2004年2月26日

CRC/C/15/Add.231 (最終見解/コメント)

条約略称：CRC

児童の権利委員会

第35回会期

条約第44条に基づき

締約国から提出された報告の審査

最終見解：日本

(訳注：本文中、特段の断りがない限り、条約は『児童の権利に関する条約』を、委員会は『児童の権利委員会』を指す。)

1. 委員会は、日本の第二回定期報告 (CRC/C/104/Add.2) を2004年1月28日の第942及び943回会合 (CRC/C/SR.942-943 参照) において審査

し、2004年1月30日の第946回会合（CRC/C/SR.946）において、以下の最終見解を採択した。

#### A. 序論

2. 委員会は、締約国における児童の状況について明確な理解を与えた、締約国による包括的な定期報告及びその質問リスト（CRC/C/Q/JAP/2）に対する詳細な書面回答の提出を歓迎する。更に委員会は、多くの省庁にまたがる代表団の構成に好意的に留意するとともに、率直な対話及び討議中になされた提案及び勧告への前向きな対応を歓迎する。

#### B. 肯定的側面

3. 委員会は、
- (a) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法（1999年）及び児童虐待防止法（2000年）の制定、
  - (b) 2001年の児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画の策定、
  - (c) 2003年の青少年育成施策大綱の策定、
- について好意的に留意する。
4. 委員会は、締約国が政府開発援助の絶対額において最大のドナー国であること、及びその援助の相当額が保健や教育を含む社会開発に配分されている点につき、好意的に留意する。
5. 委員会は、2000年の就業が認められるための最低年齢に関するILO条約第138号及び、2001年の最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する同条約第182号の締約国による批准を歓迎する。

## C. 懸念の主要分野及び勧告

### 1. 一般的実施措置

#### 委員会の前回勧告

6. 委員会は、締約国の第一回報告 (CRC/C/41/Add.1) を審査した結果作成された懸念及び勧告 (1998年6月24日付 CRC/C/15/Add.90) の幾つかが法的措置及び諸政策を通じて対処されたことについて留意する。しかしながら、特に、差別の禁止 (パラ35)、学校制度の過度に競争的な性格 (パラ43)、そしていじめを含む学校での暴力 (パラ45) に関する勧告については、十分なフォローアップが行われなかった。委員会は、本文書において、これらの懸念及び勧告が繰り返されていることについて留意する。

7. 委員会は、締約国に対し、第一回報告に関する最終見解に含められた勧告で未だに実施されていないものにつき対処し、また、第二回定期報告に関するこの最終見解に含まれる懸念リストに対処するために、あらゆる努力を行うよう求める。

#### 解釈宣言及び留保

8. 委員会は、締約国による第9条及び第10条に関する解釈宣言並びに第37条(c)に関する留保について懸念する。

9. 1993年の世界人権会議で採択されたウィーン宣言及び行動計画 (A/CONF.157/23) に従い、委員会は、締約国が条約に付している解釈宣言及び留保を撤回することを求める勧告を繰り返す。

#### 法制度

10. 委員会は、国内法制度が条約の原則及び規定を十分に反映していないこと (例えば本最終見解パラ22, 24, 31参照) 及び、裁判所が条約を直



接に援用できるのにもかかわらず、実際には行われていないことを懸念する。

11. 委員会は、締約国が、その法制度について包括的に再検証すること、また、その制度が条約の原則及び規定並びにそこで記されている権利に基づくアプローチの整合を確保すべく必要な全ての措置をとることを勧告する。

#### 調整及び国内行動計画

12. 委員会は、内閣府における、児童及び青少年に関する諸施策の調整を行う権限を持つ青少年育成推進本部の設立及び、上述の青少年育成施策大綱の策定を留意する。しかしながら、委員会は、同大綱が包括的な国内行動計画ではないこと、及び同大綱の作成及び実施において児童及び市民社会の参加が不十分であったことを懸念する。

13. 委員会は、締約国が、
  - (a) 市民社会や青少年組織との協力により、青少年育成施策大綱が権利に基づいたものであり、条約の全ての分野を包含し、かつ、国連子ども特別総会の成果文書である「子どもにふさわしい世界」におけるコミットメントを考慮に入れたものであるよう確保すべく同大綱を強化すること、
  - (b) 青少年育成施策大綱が新たに生じる課題や問題に効果的に対処できるよう確実にするため、市民社会や児童と共に絶えず検証していくこと、を勧告する。

#### 独立した監視

14. 委員会は、条約の実施状況を監視するための全国的な独立した制度が存在しないことを懸念する。また同時に、委員会は、3つの県が地元で

オンブズマンを設立したとの情報及び人権委員会設立に関する法案が次期国会に再提出されるとの情報を歓迎する。代表団によって提供された、法案では人権委員会が法務大臣に対し責任を負うことを想定しているとの情報に照らし、委員会は、その機関の独立性につき懸念を有する。加えて、計画されている人権委員会が、条約の実施の監視に関して明確な権限を付与されていない点につき懸念を有する。

15. 児童の権利の保護及び促進における国内人権機構に関する一般コメント第2号(2002年)に照らし、委員会は、締約国が、
- (a) 人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則(パリ原則、総会決議48/134、別添)に従い、予定されている人権委員会が独立かつ効果的な機関を確保するよう、人権擁護法案を再検証すること、
  - (b) 人権委員会が、条約の実施を監視し、児童からの申し立てに対して、児童の立場にたつて、迅速な手法で対応し、また、条約に基づく児童の権利の侵害に対する救済方法を提供するための明確な権限を付与されるよう、確保すること、
  - (c) 都道府県における地方オンブズマンの設立を促進し、それらオンブズマンと人権委員会と調整するための制度を設立すること、
  - (d) 人権委員会と地方レベルのオンブズマンに適切な人材と財源を供給し、児童が利用しやすいものとするよう確保すること、
- を勧告する。

#### データ収集

16. 委員会は、条約における全ての分野に関する0歳から18歳までの全ての児童についての包括的データの欠如について懸念を有し、また、0歳から18歳までの児童に配分されている財源に関し情報が欠如している点について懸念する。

17. 委員会は、締約国が、既存のデータ収集メカニズムを強化し、必要ならば、条約における全ての分野に関するデータを収集し、特に18歳未満の全ての者について年齢別に、性別、民族、先住民民族別により分類するよう確保するために、新たな追加的なデータ収集メカニズムを設立することを勧告する。また、委員会は、締約国が、支出の影響、そしてコストを考慮して、様々な分野における児童のための各種サービスのアクセス度、質及び効果を評価するために、公共、民間、NGOの分野において、0歳から18歳までの児童のために使用されている国家予算額及びその比率を明らかにし、児童のための予算配分に関するデータを収集することを勧告する。

#### 市民社会との協力

18. 市民社会との協力関係が改善傾向にあるとの代表団からの情報に留意しつつも、委員会は、特に児童の権利の分野において、政府とNGOとの間の対話の欠如について懸念する。
19. 委員会は、条約及び委員会の最終見解の実施において、締約国が、計画的に市民社会と協力することを勧告する。

#### 広報及び研修

20. 委員会は、裁判官、教師、警察官、矯正職員、保護観察官及び入国管理局職員に対する研修が締約国により実施されていることを歓迎する。しかしながら、委員会は、児童や社会全般、児童と共に又は児童のために働いている職業従事者が、条約及びそこに記述されている権利に基づいたアプローチを十分に認識していないことについて懸念する。
21. 委員会は、締約国が、
- (a) 社会一般及び児童に対し、条約について、特に、児童が権利の主体である事実についての啓発キャンペーンを強化すること、

- (b) 条約の原則及び規定に関する教育及び研修を、児童と共にまた児童のために働く全ての人々、特に、教師、裁判官、弁護士、国会議員、法執行者、公務員、地方自治体職員、児童を拘禁する施設で勤務する職員、心理学者やソーシャル・ワーカーを含む保健関係職員に対し引き続き、組織的に実施すること、
  - (c) 意識啓発キャンペーン、研修、教育プログラム、児童の態度の変化、行動、扱いに対する影響について評価すること、
  - (d) 学校のカリキュラムの中に、人権教育、特に児童の権利に関する教育を盛り込むこと、
- を勧告する。

## 2. 児童の定義

22. 委員会は、婚姻最低年齢が少年（18歳）と少女（16歳）とで異なること及び性交同意最低年齢（13歳）が低いことについて懸念する。
23. 委員会は、締約国が、
- (a) 少女の婚姻最低年齢を少年の最低年齢にまで引き上げること、
  - (b) 性交同意最低年齢を引き上げること、
- を勧告する。

## 3. 一般原則

### 差別の禁止

24. 委員会は、法制度が婚外子を差別していること、および女兒、障害のある児童、アメラジアン、韓国・朝鮮人、被差別部落民、アイヌや他の少数民族の子どもそして移民労働者の子どもに対する社会的差別が現存していることについて懸念する。
25. 委員会は、締約国が、婚外子に対するあらゆる差別、特に相続や市民権、出生登録における差別や「非嫡出」なる差別的用語を法律及び規制

から撤廃するために法律を改正するよう勧告する。また、委員会は、締約国に対し、特に公教育や意識啓発キャンペーンを通じ、特に女兒、障害のある児童、アメリカン、韓国・朝鮮人、被差別部落民、アイヌその他の少数民族、移民労働者や難民の児童のために、社会的差別と闘い、基本的サービスへのアクセスを確保するよう、全ての必要で将来を予見した措置をとるよう勧告する。

26. 委員会は、次回定期報告において、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する2001年世界会議のフォローアップのために締約国により行われた条約に関連する措置及び計画に関し、第29条について的一般コメント（教育の目的）を考慮しつつ、特定の情報を盛り込むことを要請する。

#### 児童の意見の尊重

27. 児童の意見の尊重に関し、締約国が改善に向けて努力している点につき留意しつつも、委員会は依然として、児童に対する社会の旧来の態度によって、彼らの意見の尊重が家庭、学校、その他の施設、そして社会全体において制限されている点について懸念する。

28. 委員会は、締約国に対し、条約第12条に鑑み、

(a) 児童の意見の尊重を促進し、家庭、裁判所、行政組織、施設及び学校において、児童に影響を及ぼす全ての事項や政策策定への児童の参加を円滑にすること、又、児童がこの権利を認識するよう確保すること、

(b) 児童の意見の尊重に関する児童の権利及び児童に影響を及ぼす事項への児童の参加についての教育面の情報を、特に親、教育者、政府職員、司法官、そして社会全体に提供すること、

(c) 児童の意見がどの程度政策に反映されているか、及び政策や計画、そして児童自身への影響について定期的に検証すること、

(d) 児童が、学校及びその他の教育機関、余暇その他の児童活動のための施設における施策を決定する理事会、委員会、及びその他の集団に定期的に参加することを確保すること、  
を勧告する。

#### 4. 市民権及び自由

##### 表現及び集会の自由

29. 委員会は、学校の内外で児童により行われる政治活動への制限について懸念する。委員会はまた、18歳未満の児童が集会に参加する際に両親の同意を必要とする点についても懸念する。

30. 委員会は、締約国に対し、条約第13, 14, 15条の完全な実施を確保するため、学校内外で児童により行われる活動を制限する法律及び規則及び集会への参加について親の同意を必要とすることを再検証することを勧告する。

##### 氏名及び国籍

31. 委員会は、日本人の父と外国人の母の間に生まれた児童は、父親が出産前にその児童を認知しない限り日本の市民権を取得できず、それがしばしば、児童の無国籍化につながったことについて懸念する。また、委員会は、不法移民が彼らの児童の出生を登録することができず、それが無国籍につながったことについて懸念する。

32. 委員会は、締約国に対し、日本で生まれた児童が無国籍にならないよう、条約第7条と適合させるべく国籍法及び関連法及び規則を改正することを勧告する。

##### プライバシー権

33. 委員会は、児童のプライバシー権が完全に尊重されていないこと、特

に、児童の持ち物に対する検査や施設職員が児童の私信に介入する点について懸念する。

34. 委員会は、締約国に対し、
- (a) 私信の尊重や持ち物検査の点も含み、児童のプライバシー権が完全に実施されるよう確保すること、
  - (b) 児童養護施設の最低基準を条約第16条と適合するよう改正すること、を勧告する。

#### 体罰

35. 委員会は、体罰が、学校において法律にて禁止されているにもかかわらず、依然学校、施設、そして家庭において広く行われている点について懸念を以て留意する。

36. 委員会は、締約国が、
- (a) 施設及び家における体罰を禁止すること、
  - (b) 体罰に対する姿勢を変えるために、虐待の児童にもたらす悪影響についての啓発キャンペーンを実施し、また、こうした体罰の代替として、学校、施設、及び家庭において、積極的に非暴力的な方法のしつこくを推進すること、そして
  - (c) 施設や学校の児童のための虐待申し立てメカニズムが、効果的かつ児童に配慮した方法で、虐待の申し立てに対応するよう強化すること、を勧告する。

### 5. 家庭環境と代替的ケア

#### 児童虐待及び放置

37. 委員会は、児童虐待の通報及び調査を改善するために執られた措置が、大きな成果を挙げたことを歓迎する。しかしながら、委員会は、
- (a) 児童虐待の予防に関し、包括的かつ多分野に亘った戦略の欠如、

- (b) 訴追件数の少なさ,
  - (c) 被害者への回復及びカウンセリングサービスが増加する需要を満たさず不十分であること,
- について懸念する。

38. 委員会は、締約国に対し、

- (a) 特に市民社会、ソーシャル・ワーカー、親そして児童と協力の上、児童虐待の防止のための多くの分野に亘る国家戦略を策定すること,
  - (b) 家庭での児童虐待の被害者に対する保護措置を改善するために法制度を再検証すること,
  - (c) 児童相談所において、多くの分野に亘る方法で、心理学的カウンセリングや他の回復措置を被害者に提供する、訓練された職員の数を増加すること,
  - (d) 法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、児童相談所職員、検察官らに対し、児童に配慮した形でどのように申し立てを監視し、調査し、提訴するかについての研修を増やすこと,
- を勧告する。

養子縁組

39. 委員会は、国内及び国際養子縁組に関する監視および規制が不十分であること、そして、国内及び国際養子縁組に関するデータが極めて限られている点について懸念する。

40. 委員会は、締約国が、

- (a) 国内及び国際養子縁組の監視システムを強化すること,
  - (b) 1993年国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約を批准し、実施すること,
- を求める。



## 子の奪取

41. 委員会は、子の奪取に関する保護措置が十分でない点について懸念する。
42. 委員会は、締約国に対し、1980年国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約を批准し、実施することを勧告する。

## 6. 基本的保健及び福祉

### 障害のある児童

43. 委員会は、精神的な障害を含む障害のある児童が、条約で保障された権利を享受するにあたり、依然として不利な立場にあり、また、これら児童が教育制度及びその他の余暇・文化的活動に十分に統合されていない点について懸念する。
44. 障害のある児童に関する1997年の委員会の一般討論日（CRC/C/66, 補足 V）及び国連障害者の機会均等化に関する標準規則（1993年12月20日付総会決議48/96）を考慮しつつ、委員会は、締約国が、
  - (a) 障害のある児童や関連の非政府組織と協力し、障害のある児童に影響を及ぼす全ての施策について、それらが障害のある児童のニーズに適合し、条約や障害者の機会均等化に関する標準規則に沿うものとなるよう見直しを進めること、
  - (b) 教育及び余暇・文化的活動において障害のある児童の統合をさらに促進すること、
  - (c) 特殊教育や障害のある児童へのサービスへの人的財政的資源を増加させること、を勧告する。

### 青少年の健康

45. 委員会は、青少年の間にストレスや鬱を含む精神的感情的障害が多く

見られること、及び青少年の精神面の健康について包括的な戦略が欠如していることについて懸念する。委員会はまた、青少年の間に性感染症が増加しつつあることについて懸念すると共に、青少年の薬物中毒についての締約国の懸念を共有する。委員会はまた、18歳未満の児童が医学的治療及びカウンセリングを受ける際に親の同意を必要とする点について懸念する。

46. 委員会は、締約国に対し、

- (a) 青少年の健康に関し、適当な場合には予防措置も含む、精神面の健康、性と生殖面の健康、麻薬中毒及びその他の関連問題に対処する包括的政策を策定するために、青少年の健康に関する調査を実施すること、
  - (b) 18歳未満の児童が、親の同意なしでも医学的カウンセリングや情報にアクセスできるよう法制度を改正すること、
  - (c) 青少年における精神的感情的障害に関する予防プログラムを策定、実施するとともに、教師、ソーシャル・ワーカー、及びその他の児童に関わる業種の人々に対し、こうした青少年の精神的な健康問題に児童に配慮した形で対処する方法について研修を実施すること、
- を勧告する。

若者の自殺

47. 委員会は、

- (a) 急増する若者の自殺率の高い水準、
  - (b) 自殺や自殺未遂及びその原因に関する量的質的データの欠如、
  - (c) 警察が若者の自殺問題に対処する主要機関の一つとして指定されている事実、
- について極めて憂慮する。

48. 委員会は、締約国が、児童相談所、ソーシャル・ワーカー、教師、保

健従事者その他関連職業従事者との協力により若者の自殺及びその原因について詳細な調査を実施し、そこで得られた情報を、若者の自殺に関する全国的な行動計画の策定及び実施に活用することを勧告する。

## 7. 教育・余暇そして文化的活動

49. 委員会は、締約国の、教育制度を改革し、条約により適合させるための努力について留意する。しかしながら、
- (a) 教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらし、児童の可能性の最大限な発達を妨げること、
  - (b) 高等教育への入学の過度な競争が、公的な学校教育が私教育により補完されていることを意味し、それは貧困家庭の児童が受けることのできない教育であること、
  - (c) 児童の問題や学校での争いに関する親と教師の間の連絡及び協力が極めて限られていること、
  - (d) 日本における外国人学校卒業生の大学入学資格が広げられたのにもかかわらず、未だに高等教育へのアクセスを拒否されている者がいること、
  - (e) 東京都の定時制学校は、特に中途退学者などに対し柔軟な教育機会を提供するものであるが、それらが閉鎖されつつあること、
  - (f) 少数民族の児童が彼ら自身の言語で教育を受ける機会が極めて制限されていること、
  - (g) 検定制度にも拘わらず、いくつかの歴史教科書が不完全乃至一方的な内容であること、
- について懸念する。
50. 委員会は、締約国が、
- (a) 生徒、親及び関連する NGO の意見を考慮しつつ、全ての高校卒業生が等しく高等教育を受けられるよう、高い教育の質を維持しつつ、学校制度の競争的性格を軽減するためにカリキュラムを再検証するこ

と、

- (b) 生徒、親の協力により、学校における諸問題や争い、特にいじめを含む校内暴力に効果的に取り組むための手段をとること、
  - (c) 東京都に対し、定時制学校の閉鎖を再考し、代替的教育を拡充することを推奨すること、
  - (d) 少数民族の児童が自らの文化を享受し、自らの宗教を公言乃至実践し、自らの言語を使用する機会を拡充すること、
  - (e) 教科書が公平な見方を提供するように、教科書の検定手続きを強化すること、
- を勧告する。

## 8. 特別な保護措置

性的搾取及び人身取引

51. パラ3でも明記したように、委員会は、児童買春、児童ポルノ及び児童の保護に関する法律の採択（1999年）及び実施を歓迎する。しかしながら、委員会は、
- (a) 刑法が、男性による女性に対する行為としての強姦罪の狭い定義を維持していること、
  - (b) 性的搾取を受けた被害者の全てが適切な回復及び支援サービスへのアクセスを得ているわけではないこと、
  - (c) 被害児童が犯罪者として取り扱われているとの報告があること、
  - (d) 「援助交際」すなわち代償のある交際の実例があるとの報告があること、
  - (e) 低い性交同意最低年齢、それが「援助交際」の実践に寄与し、児童の性的虐待の訴追を妨げうること、
- を懸念する。
52. 委員会は、締約国が、
- (a) 少年と少女との等しい保護を確保するために、性的搾取や虐待に関

- する法制度を改正すること、
- (b) 児童相談所において、被害者に対して心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する訓練された職員を増加すること、
  - (c) 法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、そして検察官に対し、申し立てを、児童に配慮した方法で、受け付け、監視し、調査し、訴追する方法を訓練すること、
  - (d) 未成年者相手の性的虐待や搾取に関連する法制度や、健康的なライフスタイルについての学校でのプログラムを含む教育プログラムについての資料など、性的サービスの需要者及び供給者を対象にした予防措置を策定すること、そして
  - (e) 性交同意最低年齢を引き上げること、
- を勧告する。

#### 少年司法

53. 委員会による第一回政府報告審査以降、締約国が少年法の改正を実施した点につき留意しつつも、委員会は、改正の多くが条約の原則や規定、そして少年司法の国際的基準の精神に則しておらず、特に刑事責任の最低年齢を16歳から14歳に引き下げたこと、そして司法前拘留が4週間から8週間に延長されたことについて懸念する。委員会は、成人として裁判にかけられ、懲役を宣告された未成年が増えつつあること、そして、未成年が終身刑を宣告されうることを懸念する。最後に、委員会は、疑わしい評判がある場所に頻繁に出入りするなどの問題ある態度をとる児童が少年犯罪者として扱われることについて懸念する。
54. 委員会は、締約国が、
- (a) 少年司法基準、特に条約第37、39、40条、また、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）や少年非行防止のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）、また1995年の少年司法運営に関する、委員会の一般討論、などの完全な実施を確保すること、

- (b) 未成年者の終身刑を禁止するよう法制度を改正すること、
- (c) 自由の剥奪の最終手段としてのみの使用を確保するために、司法前勾留を含む勾留措置の代替措置の使用を強化し、増加すること、
- (d) 16歳以上の児童を家庭裁判所が成人刑事裁判所へ送致できることをその廃止の観点から再検証すること、
- (e) 法令に違反する行為をした児童に対し、その法的手続きの間、法的支援を提供すること、
- (f) 問題のある態度をとる児童を犯罪者として取り扱わないよう確保すること、
- (g) リハビリ及び再統合プログラムを強化すること、  
を勧告する。

#### 9. 児童の権利に関する条約選択議定書

- 55. 委員会は、締約国が、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び武力紛争の児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を批准していないことに留意する。
- 56. 委員会は、締約国に対し、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び武力紛争の児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を批准するよう勧告する。

#### 10. 文書の広報

- 57. 条約第44条パラ6に照らし、委員会は、締約国による第二回定期報告及び書面での回答が、広く公衆一般に提供され、報告を、関連の議事要録及び委員会により採択された最終見解とともに出版することを検討するよう勧告する。このような文書は、政府、国会、及び関連のNGOを含む国民一般において、議論を促進し、条約を認識させ、そして条約の実施及び監視を促進するためにも広く配布されるべきである。

## 11. 次回報告

58. 委員会は、2006年5月21日までに、締約国から、120ページ（CRC/C/118参照）を超えない第三回定期報告を受領することを期待する。

資料5. 外務省「児童の権利に関する条約批准10周年記念シンポジウム」  
—概要と評価—

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/sympo\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/sympo_gh.html)

2007年7月29日最終アクセス

平成16年4月

1. 概要

- (1) 本年3月29日、外務省は国際連合児童基金（ユニセフ）との共催により、東京（国連大学）において「児童の権利に関する条約（以下、児童の権利条約）批准10周年記念シンポジウム」を開催した。今次シンポジウムは我が国の同条約批准10周年を記念するとともに、去る1月28日ジュネーブで行われた我が国の第二回政府報告に対する児童の権利委員会による審査のフォローアップとして位置づけられる。特に児童の権利条約の意義や目的について一般の国民に広く周知するとともに、現在我が国で大きな社会問題となっている児童虐待、不登校、いじめ、少年犯罪などの問題について条約に基づき議論することを目的とした。
  
- (2) シンポジウムは、石川薫外務省国際社会協力部長により開会された。まず、来賓代表として野田聖子衆議院議員が挨拶を行い、同議員が熱心に取り組んで来ている児童買春・児童ポルノ禁止法の改正につき、議員自身が本件に関心を持つようになった経緯について触れつつ、より実効性のある法律にすべく努力している旨述べた。また、マルタ・サントス＝パイス・ユニセフ・イノチェンティ・リサーチ・センター所長（国連児童の権利委員会初代委員）が基調講演を行い、その中で条約批准10周年を記念してこのようなシンポジウムを開催した我が国政府のイニシアティブを評価すると共に、先進国、途上国を問わず児童は社会の重要な構成員であり、無視されるべき存在ではないとして児童の権利及び福祉の国際的規範である同条約の一層の実施を訴えた。特に、他の多くの先



進国が設立している児童の権利の保護・促進を包括的に管轄するオンブズマンの設立を主張した。

(3) 今次シンポジウムでは、「児童の権利条約の意義及び目的」「家庭における『児童の権利』」「学校における『児童の権利』」「社会における『児童の権利』」の4つのパネルを設け、国内外のパネリストがコーディネーターの司会進行の下、活発に議論を行った（概要以下のとおり）。

(イ) パネル1「児童の権利条約の意義及び目的」（コーディネーター：有馬真喜子氏）

（丸谷佳織衆院議員）● 子どもは自らの環境を変えることが困難なため、大人たちがそれら子どもの意思を汲み取り成長しやすい環境を作ることが必要である。

● 日本の政治家は日本における児童の権利の擁護・促進により熱心に取り組むべきであり、縦割りの行政を円滑に調整する観点からも子ども担当大臣を設置すべきである。

（平野裕二 ARC（子どもの権利のための行動）代表）● 児童の権利条約に記されている児童の意見表明権などの諸規定を広く推進する「権利に基づいたアプローチ」を行政の各方面で実施すべきである。

● 川崎市などの地方自治体などはこうしたアプローチが取り入れられ、オンブズマン制度や児童の権利に関する条例の施行などが進められている点は喜ばしい進展である。

（サントス＝パイス所長）● 条約の広報は児童が条約の精神を理解する上で重要。それは、民主主義の価値観を育むこと、つまり、大人になった際に社会の構成員としての責任感を育むからである。その上で学校での人権教育の役割は重要である。

(ロ) パネル2「家庭における『児童の権利』」(コーディネーター：大久保真紀朝日新聞編集委員)

(高橋重宏日本社会事業大学教授) ● 15年前にカナダで研究生生活を送っていた時にカナダではソーシャルワーカーの目的は人権を最もよく確保することにあると聞き驚いた覚えがある。

● 日本では長らく子どもは親の付属物としての見方であったが、93年の厚生省(当時)の児童の意見の尊重についての見解、97年の体罰を許容する法律の改正などを経て、漸く日本でも人権を重視する認識が生まれつつあるのは喜ばしい。

● 児童の権利条約は児童虐待問題を表面化させたとの意味で意義深い。この条約の制定後初めて日本政府は児童虐待の統計をとりはじめ、2003年では24000件を超えた。今後より一層の努力を行う必要がある。

(安藤由紀 PEACE (児童虐待の被害者を支援する NGO) 代表) ● 親が忙しすぎることで、こうした親を支援する政策が十分でないことが児童虐待の急増に繋がっており、子育てを支援する政策を拡充する必要がある。

● 子どもをありのままに受け止め、その存在を祝福することが、子どもに対する愛情表現として必要である。

その他、児童養護施設で生活する児童の劣悪な環境について議論が及び、より多くの専門家を養護施設に配置するなどの配慮をすべきであるとの問題提起がなされた。その後の質疑応答では、小宮山洋子衆議院議員より、児童虐待防止法や出会い系サイトへのアクセス規制法は、児童の権利保護に関心がない人間により作成されたため、不備がある。今後こうした不備を正すために働きかけを強める必要がある旨意見表明があった。

(ハ) パネル3「学校における『児童の権利』」(コーディネーター：浦元義照ユニセフ駐日事務所代表)

(トロンド・ワーゲ・ノルウェー子どもオンブズマン代表) ● (ノルウェーにおける反いじめキャンペーンについて資料を用いつつ,) 言葉だけでなく具体的な行動を執るべきである。

● 教師は傍観者ではなく、確固たるリーダーシップを以て問題の解決にあたるべし。

● いじめを許容する学校の文化を変えること、いじめの被害にあった児童をケアし、その自尊心を回復させることも重要。

(中村国生東京シュレ事務局長) ● 政府は、教育を受ける権利について、児童に対しより幅広い選択肢を設けるべし。

(福田雅章一橋大学名誉教授) ● 親や教師が子どもを保護することは重要であるが、それらは子どもの健全な発達を阻害してはならない。

その後の質疑応答では、参加者から、近年見られる成人式での新成人による騒ぎについてワーゲ氏の見解を求める質問があり、同氏は、近年の子どもは、昔に比べてより能力が高く、家庭でも一人の人間として扱われている、それが学校などでは軽視されたりするので個として認められたい欲求が暴走するのではと述べるどころがあった。

(二) パネル4「社会における『児童の権利』」(コーディネーター: 嘉治美佐子外務省人権人道課長)

(宮本潤子 ECPAT/ストップ子ども買春の会共同代表) ● 条約の批准は児童の商業的性的搾取の分野での政府当局の責任を明らかにした上で意義があった。それに基づき1999年の児童買春・児童ポルノ禁止法が制定されることとなった、同法には被害者に対するケア及びリハビリを行うことが定められているが、現実にはそうしたメカニズムは未だ不十分である。

(津田玄児弁護士(日弁連子どもの権利委員会委員)) ● 長年に亘る弁護士活動の中で、多くの非行少年と接してきたが、彼らの犯す犯罪の裏には必ず不遇な境遇や虐待などを受けた経緯があり、こうした側面に着目せずに彼らが犯した罪だけに注目するのは不十分である。

(トロンド・ワーゲ・ノルウェー子どもオンブズマン代表)(パネル3に続いて参加) ● (同氏が代表を務めるノルウェー子どもオンブズマン・オフィスについて報告) 同オフィスは、1981年に議会の承認により設置されたが、僅差での可決であった。その後、23年間に亘り、ノルウェーの児童の権利の保護と促進のためにオンブズマン・オフィスは様々な取り組みを行い、大きな成果を上げている。

● 現在では、25ヶ国で同様の組織が設立され、1997年には、自分が主催し、ヨーロッパ諸国のオンブズマン・オフィスのネットワークを立ち上げ、連携を図っている。

(4) 締めくくりとして、サントス=パイス所長より総括があった。

児童に関する施策が本当に彼らの最善の利益を反映しているか考えなければならぬ。その際の拠り所となるのが児童の権利条約であり、こうしたアプローチこそが「権利に基づいたアプローチ」である。こうしたプロセスを国レベルだけでなく、地方レベルで進める必要がある。さらに、家庭や学校において、子どもが責任と自信を感じる事が重要であり、そのためにはこれらの場が民主的な場にならなければならない。今次シンポジウムの開催につき再度賞賛したい。この批准10周年は新たな出発点であり、日本における児童の権利の保護・促進をより一層進めていく必要がある。

(5) これらのパネルと並行して、この条約を広く若い世代の人たちにも知ってもらおう観点から、最近TVドラマで娘との関係構築に悩む父親役に初めて挑戦し、好評を得たタレントで俳優のさん(人気グループSMAP

のメンバー)を特別ゲストとして招いた。さんは、ファンであり、不登校となった少女との文通のやりとりを紹介しつつ、困難に直面しながら生き抜いている日本の子どもたちに対し激励のメッセージを送って頂いた。また、子を持つ親に対しても、「愛の反対語は無関心である。愛を持って子どもと接して欲しい、それこそが子を育む」などと訴えた。

- (6) シンポジウムには学生、主婦など一般の参加者や国内 NGO、学術関係者、外交団、国際機関関係者等のべ400名が出席し、パネリストらの議論を熱心に傍聴するとともに、質疑応答にも積極的に参加した。シンポジウムは、フランスのシャンソン歌手、イヴ・デュテイユ氏の歌「子どもの権利」が流される中で閉会した。

## 2. 評価

- (1) 本シンポジウムを、我が国の児童の権利条約批准10周年という節目に開催したことは、同条約の広報に大きく資するものであった。特に、同条約が日本のような先進国にとってどのような意義を持つかについて有識者による議論を行い、これを広く広報したことは、一般の人々の同条約への理解を深める上で大きく役に立ったと考える。
- (2) 国会議員、ジャーナリスト、学術関係者、作家、国内 NGO など、多様なバックグラウンドを有し、長年児童の問題について各々の分野で携わってきており、現場で活躍しているパネリストが、我が国の実態について率直に意見表明を行い、議論を展開したことは、我が国が抱える問題を浮き彫りにする効果を持った。
- (3) 我が国における児童を巡る諸問題の解決にあたっては、政府だけでなく、市民社会など各種アクターが一丸となって取り組まなければならないとの共通認識を得ることができた。こうした認識を踏まえ、外務省としても、各省庁とともに、政府としてより一層、同条約の実施に努めて

いく意向である。

- (4) 本シンポジウムのような試みは、我が国の政府報告を受けて児童の権利委員会から勧告された「市民社会との連携強化」のモデルケースとして、元委員であるサントス＝パイス氏から、児童の権利委員会に報告することも示唆されている。